

(証券コード 1992)  
2023年6月7日

株主各位

東京都千代田区神田富山町24番地

## 神田通信機株式会社

代表取締役社長 神 部 雅 人

### 第86期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第86期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.kandt.co.jp/ir/library/>



【東京証券取引所ウェブサイト】（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、当社名又は証券コード「1992」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3頁から4頁の「議決権行使のご案内」に従って、2023年6月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するようにご入力又はご返送をお願い申し上げます。

敬 具

当社では株主総会ご来場の株主様へのお土産の配布はございません。  
何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田富山町24番地 当社7階会議室
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第86期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第86期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 役員賞与支給の件

### 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、「会社支配に関する基本方針」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」については法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。したがって、当該書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した書類の一部であります。

本定時株主総会に出席される株主様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の開催日時点での流行状況やご自身の健康状態をご考慮いただき、当日の出席についてご検討いただけますようお願い申し上げます。

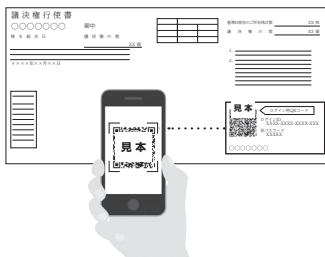


# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

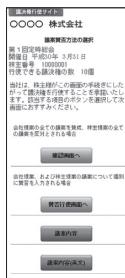
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

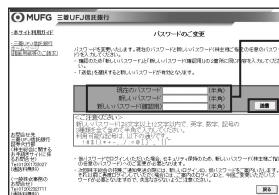
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

# 事業報告

( 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の行動制限の緩和により、社会経済活動の正常化に向けた動きが進みました。一方、長期化する半導体の供給不足による部品供給の滞りやウクライナ情勢等を背景とする原材料やエネルギー価格の高騰、金利・為替・株式等の金融市場の変動等の影響もあり、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような経営環境のもと、当社グループは、2021年4月からスタートした中期経営計画において、企業価値向上に向けて、「存在意義の確認」を継続して取り組んでおります。情報通信事業では、24時間365日対応の強みを活かし、ネットワークシステム・クラウドPBX・マルチゲートウェイ等の新規事業及び保守料・利用料を増やし、売上増加と収益性の向上を目指しております。保守料は概ね順調に推移しましたが、新規事業は、アライアンス案件が中心のため、立ち上がりに時間がかかっております。成長が見込まれる照明制御事業は、競争の激しいゼネコン等への組織的なアプローチで、売り上げ規模拡大に取り組みました。

結果、当連結会計年度における売上高は59億78百万円(前期比0.6%増)となり、営業利益は4億83百万円(前期比30.6%増)、経常利益は5億59百万円(前期比26.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は3億83百万円(前期比31.8%減)となりました。

事業のセグメント別の経営成績は次のとおりであります。

#### 〔情報通信事業〕

従来のネットワークインフラの設計・提案・構築、お客様の問題解決につながるソリューション提案を積極的に展開いたしました。また「社会福祉協議会向け会員総合情報システム [ここる]」「各種子供施設向け支援システム [CoDMON]」「様々な設備をつなぐソフトウェア [マルチゲートウェイ]」等のネットワークインフラ構築と利用料ビジネスを推進いたしま

した。保守料が概ね順調に推移したことに加え、収益性向上策の推進により利益率の向上につながりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は55億50百万円(前期比2.9%増)、営業利益は4億74百万円(前期比41.7%増)となりました。

〔照明制御事業〕

DALI制御による照明制御システムの設計・販売・施工を軸として、売上規模の拡大のため、ゼネコン等を中心に積極的にビジネスを展開いたしました。新築ビル案件のスマートビル化対応では〔マルチゲートウェイ〕の需要が増えており、大手ゼネコンや照明メーカーとの他社協創も進めております。しかしながら、前年同期と比べて、受注残売上が少なかったこと、収益性向上策に取り組む前の売上が続いていること等の影響により前年を下回りました。

以上の結果、当セグメントの売上高は3億67百万円(前期比25.3%減)、営業損失は26百万円(前期は営業利益3百万円)となりました。

〔不動産賃貸事業〕

不動産の賃貸を事業としており、売上高は60百万円(前期比0.2%増)、営業利益は36百万円(前期比15.2%増)となりました。

- ② 設備投資の状況  
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 83 期 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)	第 84 期 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	第 85 期 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)	第 86 期 (当連結会計年度) (自2022年4月1日 至2023年3月31日)
売 上 高 (千円)	5,944,830	6,545,023	5,945,361	5,978,641
経 常 利 益 (千円)	300,702	568,017	443,090	559,059
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益 (千円)	195,477	331,855	563,026	383,802
1株当たり当期純利益 (円)	81.31	137.51	234.12	161.49
総 資 産 (千円)	6,688,873	8,132,752	8,352,257	8,602,372
純 資 産 (千円)	4,002,700	4,469,222	5,017,249	5,281,687
1株当たり純資産 (円)	1,665.12	1,846.99	2,117.15	2,218.23

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。  
 2. 第83期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産については、2019年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行ったため、第83期の期首に株式分割が行われたと仮定し算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
日 神 電 子 株 式 会 社	50,000千円	100.0%	無線通信装置・システム並びに映像・防犯監視装置・システム関連機器等の設計・施工・保守

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、「顧客の事業環境や事業空間を顧客と共に創り、守り、育てる会社」とした経営方針のもと、IT（情報）×OT（制御）の技術を有する企業グループとして、世の中に新しい価値を創出すべく、ネットワークに繋がる全ての機器を制御するエンジニアリング会社となることを目指し、事業に取り組んでまいりました。

当社事業への影響としては、世界的な半導体不足による商品供給不足の状況がまだ通常時まで戻っていないこと、地政学リスクの上昇に伴う人件費や物価高からの原材料の値上げが続いていることで収益性が低くなること、P B X市場がオンプレからクラウド化にシフトしていることにより市場が縮小していること等が外部要因として、また、P B X市場におけるレガシー分野の事業規模が一定程度あることから社内的な危機感が醸成されていないこと、人材育成や企業体質の改善に向けた投資（先行投資）の効果がまだ出ていないこと、顧客のネットワーク系の高度な要望に応えられていないこと、協創会社との関係性の深耕が不十分であること等が内部要因として課題となっております。そのような中で情報通信事業では収益性を重視した事業への転換を進めること、照明制御事業においては組織的なアプローチでゼネコン、協創会社等との関係性の深耕を図っていくことを取組として掲げ、24時間365日対応の強みを活かし、保守料・利用料ビジネスを増加させること、社員への原価意識の定着及び顧客への原価増の理解を求め、収益性の向上を図ること、レガシー分野から成長分野へシフトすべく投資を行い、ネットワークの高度化、照明制御、マルチゲートウェイ、利用料ビジネス等の分野に対する技術員のスキル取得・向上や人員増強を図ることで課題解決及び事業拡大を進めてまいります。

このようにして、事業構造の改革、組織改革や人材の育成を継続して実施し、経営の効率化を高め業績の向上に資する所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

部 門 内 容	事 業 の 内 容
情 報 通 信 事 業	電話交換設備、各種ネットワークシステム、情報システムの企画・提案・構築等、及びサポートサービス 情報機器及びソフトウェアの販売 無線関係、CCCV、放送装置等電子機器の販売・設計・施工・保守
照 明 制 御 事 業	照明制御システムの企画・提案・構築等、及びサポートサービス
不 動 産 賃 貸 事 業	不動産の賃貸

## (6) 主要な営業所 (2023年3月31日現在)

### ① 当社

本 社	東京都千代田区
情 報 通 信 事 業 本 部	東京都千代田区
千 葉 支 店	千葉県千葉市
北 関 東 支 店	埼玉県さいたま市
大 阪 支 店	大阪府吹田市
立 川 支 店	東京都立川市

### ② 子会社

日 神 電 子 株 式 会 社	本社 (東京都文京区)、北関東支店 (埼玉県さいたま市)
-----------------	------------------------------

## (7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
情 報 通 信 事 業	187名	7名減
照 明 制 御 事 業	19名	—
全 社 ( 共 通 )	37名	4名減
合 計	243名	11名減

(注) 使用人数は就業員数であります。

### ② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
207名	9名減	44.3歳	21.3年

(注) 使用人数は就業員数であります。

### (8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	110,000千円
株式会社りそな銀行	50,000千円

### (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 8,055,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,623,227株
- (3) 株主数 1,323名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
佐藤正	288,000株	12.10%
佐山浄徳	228,507株	9.60%
光通信株式会社	180,500株	7.58%
株式会社UHPartners2	141,100株	5.93%
神田通信機従業員持株会	128,574株	5.40%
平野博美	124,700株	5.24%
神部雅人	92,002株	3.86%
佐藤久世	61,200株	2.57%
株式会社ナカヨ	60,300株	2.53%
株式会社エスアイエル	56,900株	2.39%

- (注) 1. 当社は、自己株式242,189株を所有しておりますが、上記には記載しておりません。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	9,543株	3名

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	神部雅人	
代表取締役専務 専務執行役員	小笹嘉治	
取締役 執行役員	森川幸一	情報通信事業本部長
取締役	橋本光	IMV株式会社 社外監査役 株式会社C&Gシステムズ 社外取締役
取締役	土生哲也	土生特許事務所 所長 株式会社IPディレクション 代表取締役
取締役	杉岡久紀	日神電子株式会社 代表取締役社長
取締役	佐々木邦治	
常勤監査役	小栗洋三	
監査役	大塚有希子	安達社会保険労務士事務所 パートナー 慶應義塾大学システムデザイン・マネジメント研究科講師 法政大学経営大学院イノベーション・マネジメント研究科 准教授
監査役	東志穂	第一芙蓉法律事務所 パートナー キーコーヒー株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役橋本光氏、土生哲也氏及び佐々木邦治氏は社外取締役であります。  
 2. 監査役大塚有希子氏及び東志穂氏は社外監査役であります。  
 3. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

当社は執行役員制度を導入しており、2023年3月31日現在における取締役兼務者を除く執行役員は、次のとおりであります。

会社における地位	氏名	担当
執行役員	廣瀬 孝	大阪支店長
執行役員	磯田 滋文	管理本部長
執行役員	田辺 正行	監査室長
執行役員	近藤 正臣	情報通信事業本部副本部長
執行役員	永芳 淳二	総務部長
執行役員	神藤 善行	社長室長

## (2) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員報酬は、株主価値と企業価値の持続的な向上への意欲、社会の持続的な発展への貢献意識、倫理観を備えた経営者人材たるためのインセンティブとして十分に機能するようにした報酬体系とし、個々の役員報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

個人別の報酬等につきましては、報酬の種類は基本報酬、賞与、株式報酬とし、役位、職務、業績、他社の水準、従業員の給与の水準等から総合的に勘案し、株主総会で決議いただいた範囲内で取締役会の決議により報酬額を決定しております。

業績連動報酬等につきましては、短期インセンティブとして役員賞与を事業業績に応じ評価項目より算出し、株主総会において決議いただいた上で決定しております。なお、評価としては、受注、売上、利益等の株主価値指標、目標達成度、部下の育成、戦略・重点事項の進捗を図る戦略的価値指標、経営改革課題の進捗度による制度改革指標を用いて評価しております。

非金銭報酬等につきましては、長期インセンティブとして、長期間(30年間)を譲渡制限として設定した譲渡制限付株式を取締役(社外取締役は除く)に対し付与することとしております。算出方法については各自の基本報酬に一定の割合にて算出した額を基にした株式数を付与することを株主総会において決議いただいた報酬額及び株式数の範囲内で決定しております。

### (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額			員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	90,643千円 (9,840千円)	58,446千円 (7,200千円)	20,984千円 (2,640千円)	11,213千円 (-)	6名 (3名)
監 査 役 (うち社外監査役)	16,450千円 (4,620千円)	12,330千円 (3,420千円)	4,120千円 (1,200千円)	- (-)	3名 (2名)
合 計 (うち社外役員)	107,093千円 (14,460千円)	70,776千円 (10,620千円)	25,104千円 (3,840千円)	11,213千円 (-)	9名 (5名)

(注) 1. 上記の員数には、無報酬の取締役1名を除いております。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等は、2023年6月29日開催の第86期定時株主総会において付議いたします役員賞与であり、事業業績に応じ各役位の報酬に対して一定の割合を乗じた額で算出されております。
4. 非金銭報酬等は、当社の譲渡制限付株式であり、各役位の基本報酬に対し、各役位に応じた割合にて算出した金額より付与する株式数を算出しております。また、当事業年度における交付状況は「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
5. 取締役の報酬限度額は、2008年6月27日開催の第71期定時株主総会において年額130,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該決議時の取締役の員数は7名です。また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月29日開催の第83期定時株主総会において、株式報酬の額として年額40,000千円以内、株式数の上限を年5万株以内（社外取締役は除く）と決議いただいております。当該決議時の取締役の員数は無報酬の取締役1名を除き3名です。
6. 監査役の報酬限度額は、2008年6月27日開催の第71期定時株主総会において年額35,000千円以内と決議いただいております。当該決議時の監査役の員数は3名です。
7. 取締役会は、代表取締役社長神部雅人に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任の理由は、当社全体の事業業績等を勘案しつつ、各取締役の評価実施は代表取締役社長が最適と判断したためであります。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役橋本光氏は、IMV株式会社の社外監査役及び株式会社C & Gシステムズの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には重要な関係はありません。
- ・取締役土生哲也氏は、土生特許事務所の所長及び株式会社IPディレクションの代表取締役であります。当社と各兼職先との間には重要な関係はありません。
- ・監査役大塚有希子氏は、安達社会保険労務士事務所のパートナー、慶應義塾大学システムデザイン・マネジメント研究科の講師及び法政大学経営大学院イノベーション・マネジメント研究科の准教授であります。当社と各兼職先との間には重要な関係はありません。
- ・監査役東志穂氏は、第一芙蓉法律事務所のパートナー、キーコーヒー株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には重要な関係はありません。

##### ②責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

##### ③当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
橋本光 (社外取締役)	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席し、豊富な経営経験や内部統制、証券業界に関する見識から助言等を行うなど適切な役割を果たし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
土生哲也 (社外取締役)	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、弁理士としての専門的見地、また経営支援の経験より他社動向を含め客観的立場から助言等を行うなど適切な役割を果たし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
佐々木邦治 (社外取締役)	2022年6月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、豊富な事業経営の経験、高度な技術的知見からの助言等を行うなど適切な役割を果たし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
大塚有希子 (社外監査役)	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席、監査役会は6回全てに出席し、学識経験者としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
東志穂 (社外監査役)	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席、監査役会は6回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 みおぎ監査法人

### (2) 報酬等の額

	みおぎ監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	20,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス・ポリシーを定め、それを取締役及び従業員に周知徹底させる。
  - ロ. コンプライアンスを統括する部門は、管理本部が担当し、担当取締役を置く。
  - ハ. 取締役及び従業員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配付等を行うこと等により、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存及び破棄に関する文書管理規程を策定する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ. 全社のリスク管理は管理本部にて統括し、担当取締役を置く。総務部はリスク管理規程を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行う。
  - ロ. 事業所長はそれぞれの事業所に関するリスクの管理を行う。本部長は、定期的にリスク管理の状況を取締役に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - イ. 中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに業績目標を明確化する。
  - ロ. ユニット制を採用し、業績への責任を明確化する。
- ⑤ 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - イ. グループ・コンプライアンス・ポリシーを定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
  - ロ. 関係会社の管理は管理本部にて統括し、関係会社規程を定め、関係会社の状況に応じて必要な管理を行う。
  - ハ. 管理本部は、グループ全体のリスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。
  - ニ. グループ内取引の公正性を保持するため、グループ内取引規程を策定する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査室を置き、監査室に属する従業員が、監査役の補助をする。また、管理本部の所属員も監査役の事務を補助する。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査室の従業員の人事異動、評価、懲戒については、予め監査役会に通知するものとし、監査役会が必要な場合、人事担当取締役に対して変更を申し入れることができるものとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

イ. 取締役及び監査室員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れのあるとき、従業員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。

ロ. 事業部門を統括する取締役は、監査役会と協議の上、定期的又は不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告するものとする。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 従業員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

ロ. 代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また事業部門と監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的として、反社会的勢力への対応を所管する部署を総務部とし、警察署等関連機関と常に連絡をとりながら、反社会的勢力の経営への関与防止、当該勢力による被害の防止等に努める。

**(2) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況**

① コンプライアンスに関する取り組み

役職員のコンプライアンス意識の向上に努めるため、コンプライアンス委員会を設置し、社内制度を整備するとともに、内部監査部門と連携し、法令及び社内制度を遵守するための取り組みを行っております。

② リスク管理体制

リスク管理規程を定め、リスク発生未然防止並びにリスク管理に取り組む体制を構築しております。

③ 内部監査体制

監査室により、社内各部門が法令、規程、その他社会規範等に即し、適切な業務運営がなされているか、書類の確認及びヒアリング等を通じて内部監査を実施いたしております。

④ 取締役の職務執行体制

取締役の職務の適正性及び効率性を確保するため、毎月の取締役会において取締役及び執行役員業務執行状況の報告に対し、審議・検討を行っております。

⑤ 監査役の監査体制

監査役は取締役会、経営会議等の重要な協議の場に参加し、執行状況の確認を行っております。また、監査室、会計監査人等と定期的に情報交換を行い監査の実効性を高めております。

## 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>5,123,589</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>2,218,773</b>
現金預金	2,716,339	支払手形・工事未払金等	1,162,183
受取手形・完成工事未収入金等 及び契約資産	2,101,215	短期借入金	200,000
未成工事支出金	132,099	未払法人税等	167,868
仕掛品	14,009	賞与引当金	180,340
その他の棚卸資産	7,564	役員賞与引当金	33,478
その他	157,628	その他	474,902
貸倒引当金	△5,267	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,101,912</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>3,478,783</b>	リース債務	189,423
<b>有形固定資産</b>	<b>1,540,228</b>	退職給付に係る負債	836,945
建物	281,987	役員退職慰労引当金	53,968
土地	1,240,673	その他	21,575
その他	17,567	<b>負 債 合 計</b>	<b>3,320,685</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>35,848</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,902,707</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>4,746,074</b>
投資有価証券	1,380,870	資本金	1,310,825
関係会社株式	27,000	資本剰余金	1,103,093
繰延税金資産	165,081	利益剰余金	2,510,257
その他	337,392	自己株式	△178,100
貸倒引当金	△7,638	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>535,612</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>8,602,372</b>	その他有価証券評価差額金	533,457
		退職給付に係る調整累計額	2,154
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>5,281,687</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>8,602,372</b>

# 連結損益計算書

(自 2022年4月1日)  
(至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		5,978,641
売上原価		4,150,015
売上総利益		1,828,626
販売費及び一般管理費		1,344,920
営業利益		483,705
営業外収益		
受取利息配当金	28,766	
受取手数料	46,656	
貸倒引当金戻入額	295	
その他	4,196	79,915
営業外費用		
支払利息	2,618	
その他	1,942	4,561
経常利益		559,059
特別利益		
投資有価証券売却益	31,031	31,031
税金等調整前当期純利益		590,090
法人税、住民税及び事業税	217,557	
法人税等調整額	△11,269	206,288
当期純利益		383,802
親会社株主に帰属する当期純利益		383,802

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目			科 目		
<b>流 動 資 産</b>		<b>3,819,601</b>	<b>流 動 負 債</b>		<b>1,828,723</b>
現 金 預 金		2,039,287	支 払 手 形		171,106
受 取 手 形		45,568	工 事 未 払		591,533
完 成 工 事 未 収 入 金		1,143,148	買 掛 金		80,094
売 掛 金		175,083	短 期 借 入 金		200,000
契 約 資 産		199,788	リ ー ス 債 務		75,503
未 成 工 事 支 出 金		59,873	未 払 費 用		88,486
仕 掛 品		14,009	未 払 法 人 税 等		54,426
材 料 貯 蔵 品		7,155	未 払 消 費 税 等		153,415
前 払 費 用		21,242	未 払 消 費 税		120,951
そ の 他		114,444	前 契 約 受 負		4,899
<b>固 定 資 産</b>		<b>3,384,641</b>	契 約 預 り 負 債		31,531
<b>有 形 固 定 資 産</b>		<b>1,539,972</b>	賞 与 引 当 金		55,449
建 物		281,987	役 員 賞 与 引 当 金		160,000
構 築 物		266	そ の 他		26,478
工 具 器 具 ・ 備 品		17,045	<b>固 定 負 債</b>		<b>998,395</b>
土 地		1,240,673	リ ー ス 債 務		189,423
<b>無 形 固 定 資 産</b>		<b>35,506</b>	退 職 給 付 引 当 金		787,395
電 話 加 入 権		7,998	そ の 他		21,575
ソ フ ト ウ エ ア		27,507	<b>負 債 合 計</b>		<b>2,827,118</b>
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>		<b>1,809,162</b>	<b>純 資 産 の 部</b>		
投 資 有 価 証 券		1,280,870	株 主 資 本		3,843,665
関 係 会 社 株 式		75,000	資 本 金		1,310,825
出 資 金		960	資 本 剰 余 金		1,103,093
長 期 貸 付 金		330	資 本 準 備 金		328,000
破 産 更 生 債 権 等		6,688	そ の 他 資 本 剰 余 金		775,093
繰 延 税 金 資 産		135,832	<b>利 益 剰 余 金</b>		<b>1,607,848</b>
そ の 他		317,118	利 益 準 備 金		4,310
貸 倒 引 当 金		△7,638	そ の 他 利 益 剰 余 金		1,603,538
<b>資 産 合 計</b>		<b>7,204,242</b>	別 途 積 立 金		216,500
			繰 越 利 益 剰 余 金		1,387,038
			<b>自 己 株 式</b>		<b>△178,100</b>
			評 価 ・ 換 算 差 額 等		533,457
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		533,457
			<b>純 資 産 合 計</b>		<b>4,377,123</b>
			<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>		<b>7,204,242</b>

# 損益計算書

(自 2022年4月1日)  
(至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		
情報通信事業売上高	4,327,793	
照明制御事業売上高	367,872	
不動産賃貸事業売上高	60,187	4,755,853
売 上 原 価		
情報通信事業売上原価	2,890,800	
照明制御事業売上原価	309,190	
不動産賃貸事業売上原価	23,910	3,223,900
売 上 総 利 益		
情報通信事業売上総利益	1,436,992	
照明制御事業売上総利益	58,681	
不動産賃貸事業売上総利益	36,277	1,531,952
販売費及び一般管理費		1,074,862
営業利益		457,090
営業外収益		
受取利息配当金	35,619	
受取手数料	2,875	
その他	3,971	42,465
営業外費用		
支払利息	2,618	
その他	2,515	5,134
経常利益		494,421
特別利益		
投資有価証券売却益	31,031	31,031
税引前当期純利益		525,452
法人税、住民税及び事業税	192,011	
法人税等調整額	△12,436	179,574
当期純利益		345,877

招集ノ通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

神田通信機株式会社  
取締役会 御中

### みおぎ監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	新 川	良
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	渡 邊	健 悟

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、神田通信機株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、神田通信機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正

に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

神田通信機株式会社  
取締役会 御中

### みおぎ監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	新 川	良
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	渡 邊	健 悟

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、神田通信機株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第86期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役からの監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の規定に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われる事を確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人みおぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3)連結計算書類の監査結果

会計監査人みおぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月29日

神田通信機株式会社 監査役会

常勤監査役 小栗 洋三 ㊟

監査役(社外監査役) 大塚 有希子 ㊟

監査役(社外監査役) 東 志穂 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと位置づけ、収益性の向上をはじめとした諸施策に取り組むことでROE 8%の目標を掲げ、同時に中長期的な視点に立った事業活動を推進しております。これまで当社では、当期純利益の一定割合を配当とする配当性向の指標を定めておりましたが、株主の皆様への利益還元の姿勢を一層強化するとともに、将来を見据えた投資による減益などによって、減配になる可能性があることから、配当の基準をDOE（株主資本配当率）に変更いたします。当期以降につきましては、当面の間はDOE 3%を目途として設定し、安定的な配当を継続することを基本方針として参ります。

従いまして、第86期の期末配当につきましては、上記の基本方針のもと1株につき60円とさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金60円 総額 142,862,280円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月30日

## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	かんべまさと 神部 雅人 (1960年12月20日生)  再任	2001年3月 当社立川支店長 2004年3月 当社大阪支店長 2006年2月 当社総務部長 2006年6月 当社取締役総務部長 2011年6月 当社代表取締役社長（現任） 2013年6月 当社社長執行役員（現任）	92,002株
2	もりかわこういち 森 川 幸 一 (1971年3月13日生)  再任	2014年8月 当社札幌支店長 2017年3月 当社通信統括支店長 2018年3月 当社執行役員（現任） 2018年3月 当社本社事業支店長兼公共・交通・教育営業部長 2019年6月 当社取締役本社事業支店長 2020年3月 当社取締役情報通信事業本部副本部長 2021年3月 当社取締役情報通信事業本部長（現任）	7,648株
3	すぎおかひさのり 杉 岡 久 紀 (1959年7月24日生)  再任	1982年4月 日立電子株式会社入社 2002年4月 株式会社日立国際電気業務通信営業部長 2009年10月 同社中部支社部長 2013年4月 同社中国支社長 2015年4月 日神電子株式会社社長付 2015年5月 同社代表取締役社長（現任） 2019年6月 当社取締役（現任）  (重要な兼職の状況) 日神電子株式会社代表取締役社長	400株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当 社株式の数
4	はし もと ひかる 橋 本 光 (1947年9月15日生)  再任	1970年4月 山一証券株式会社入社 1998年6月 松井証券株式会社取締役 2000年7月 株式会社ジャスダック・サービス(現 株式会社 日本取引所グループ) 入社 2006年6月 同社執行役ステークホルダーズ本部副本部長兼 I R 支援部長 2008年6月 旭ホームズ株式会社社外取締役 2008年12月 I M V 株式会社社外監査役(現任) 2010年6月 当社社外監査役 2011年3月 株式会社C & G システムズ社外監査役 2015年5月 同社社外取締役(現任) 2016年6月 当社社外取締役(現任)  (重要な兼職の状況) I M V 株式会社社外監査役 株式会社C & G システムズ社外取締役	4,500株
5	は ぶ てつ や 土 生 哲 也 (1965年4月9日生)  再任	1989年4月 日本開発銀行(現 株式会社日本政策投資銀行) 入行 2000年12月 弁理士登録 2001年10月 土生特許事務所所長(現任) 2002年10月 株式会社I P V 研究所(現 株式会社I P デイレ クシオン) 代表取締役(現任) 2016年6月 当社社外監査役 2019年6月 当社社外取締役(現任)  (重要な兼職の状況) 土生特許事務所所長 株式会社I P デイレクシオン代表取締役	900株
6	さ さ き くに はる 佐々木 邦 治 (1957年5月22日生)  再任	1990年10月 三菱地所株式会社入社 2003年4月 株式会社三菱地所設計設備設計部副部長 2006年4月 同社設備設計部担当部長 2012年9月 同社機械設備設計部長 2016年4月 丸の内熱供給株式会社顧問 2016年6月 同社代表取締役専務 2017年6月 同社代表取締役専務執行役員 2022年6月 当社社外取締役(現任)	100株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 橋本光氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
  3. 土生哲也氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
  4. 佐々木邦治氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に選任された場合、独立役員とする予定であります。
  5. 橋本光氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、経営に関する豊富な経験・知識及び内部統制に関する高い見識を有していることであり、当社の経営全般に対してその豊富な経験・見識を反映していただくことを期待しているためであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
  6. 土生哲也氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、融資業務やベンチャー投資等金融業を通じて培った視点、弁理士としての専門的見地、経営支援の経験を有していることであり、当社の経営全般にその豊富な経験・知識を反映していただくことを期待しているためであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
  7. 佐々木邦治氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、経営に関する豊富な経験・知識、技術者としての設備設計・管理、エネルギー・電気・照明・空調等に関する豊富な知識・経験を有しており、当社の経営全般にその豊富な経験・知識を反映していただくことを期待しているためであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
  8. 当社は、橋本光氏、土生哲也氏、佐々木邦治氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、3氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	たなべ まさゆき 田辺 正行 (1963年2月19日生)  新任	2002年4月 当社横浜支店長 2008年3月 当社プラットフォームソリューション1グループ長 2009年3月 当社北関東支店長 2013年9月 当社制御照明事業支店長 2016年3月 当社総務部長 2018年3月 当社福岡営業所長 2019年6月 当社執行役員(現任) 2019年6月 当社管理本部長 2023年3月 当社監査室長(現任)	6,400株
2	おおつか ゆきこ 大塚 有希子 (1966年2月21日生)  再任	1988年4月 株式会社幸福銀行入社 2000年6月 安達社会保険労務士事務所パートナー(現任) 2007年9月 株式会社富士ゼロックス総合教育研究所専任講師 2010年10月 慶應義塾大学システムデザイン・マネジメント研究科講師(現任) 2011年4月 産業技術大学院大学非常勤講師 2019年6月 当社社外監査役(現任) 2021年4月 法政大学経営大学院イノベーション・マネジメント研究科 准教授(現任)  (重要な兼職の状況) 安達社会保険労務士事務所パートナー 慶應義塾大学システムデザイン・マネジメント研究科講師 法政大学経営大学院イノベーション・マネジメント研究科 准教授	-
3	あずま しほ穂 東 志穂 (1975年4月22日生)  再任	2006年10月 弁護士登録 第一芙蓉法律事務所入所 2014年10月 第一芙蓉法律事務所 パートナー(現任) 2019年6月 当社社外監査役(現任) 2020年4月 第一東京弁護士会 監事 2021年6月 キーコーヒー株式会社 社外取締役(現任)  (重要な兼職の状況) 第一芙蓉法律事務所 パートナー キーコーヒー株式会社 社外取締役	-

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大塚有希子氏は社外監査役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外監査役に選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
  3. 東志穂氏は社外監査役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として届けており、本議案が承認可決され、同氏が社外監査役に選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
  4. 大塚有希子氏を社外監査役候補者とした理由は、金融機関の業務経験を経て社会保険労務士事務所パートナーとして企業経営にも関与し、また教育機関において講師・コンサルタントを務め、様々なマネジメントの研究を実施している経験・知識を当社の監査体制に反映していただくためであります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
  5. 東志穂氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、企業法務にも精通しており、また、他社の社外取締役として企業経営にも関与していることから、その経験・知識を当社の監査体制に反映していただくためであります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
  6. 当社は、大塚有希子氏、東志穂氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は当該契約を継続する予定であります。

(ご参考) 取締役候補者および監査役候補者の専門性と経験 (スキルマトリックス)

取締役候補者および監査役候補者の専門性と経験は、次のとおりであります。

氏 名	役 職	ス キ ル						
		企業 経営	営業 戦略	IT DX	法務 コンプラ イアンス	財務 会計	人事 労務	神田産業 人の育成
かん べ まさ と 神 部 雅 人	代表取締役社長 社長執行役員	●			●	●	●	●
もり かわ こう いち 森 川 幸 一	取 締 役 執 行 役 員	●	●	●				●
すぎ おか ひさ のり 杉 岡 久 紀	取 締 役	●	●		●			
はし もと ひかる 橋 本 光	社 外 取 締 役	●	●		●			
は ぶ てつ や 土 生 哲 也	社 外 取 締 役			●	●	●		
さ さ き くに はる 佐々木 邦 治	社 外 取 締 役	●		●	●			
た なべ まさ ゆき 田 辺 正 行	監 査 役	●			●	●		●
おお つか ゆき こ 大 塚 有 希 子	社 外 監 査 役	●				●	●	
あずま し 穂 東 志 穂	社 外 監 査 役	●			●		●	

※上記一覧は、取締役および監査役が有するすべての知識・経験・能力を表すものではありません。

#### 第4号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役6名（うち社外取締役3名）及び監査役3名（うち社外監査役2名）に対し、当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与を総額25,104,000円（取締役分20,984,000円（うち社外取締役分2,640,000円）、監査役分4,120,000円（うち社外監査役分1,200,000円））を支給することといたしたく存じます。

以 上

招集  
通知

事業  
報告

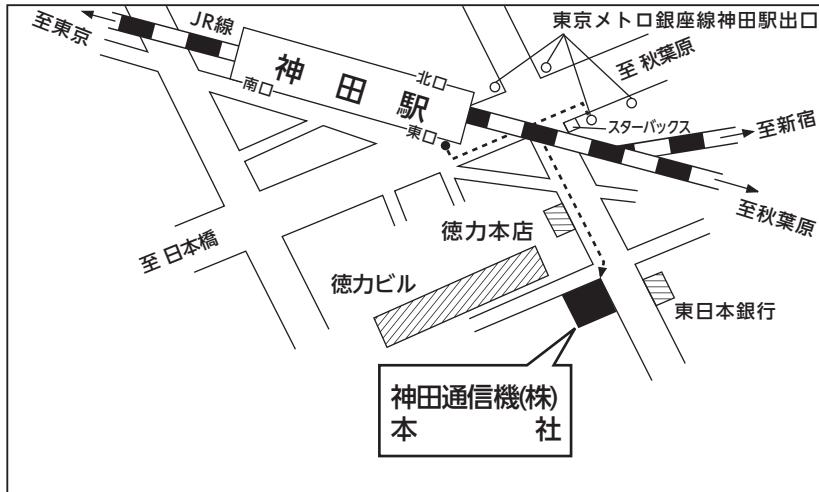
計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会  
参考  
書類

# 株主総会会場ご案内図

東京都千代田区神田富山町24番地  
当社7階会議室  
電話 (03) 3252-7731 (代)



J R山手線、中央線、京浜東北線、東京メトロ銀座線「神田駅」下車徒歩3分